

# 天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年 4月20日(木) 午後3時00分から午後4時02分

2 開催場所 天栄村役場 庁議室

3 出席委員 (14人)

会 長	14番委員	後 藤	修
第1順位職務代理者	13番委員	小 針 久	司
第2順位職務代理者	12番委員	円 谷	要
委 員	1番委員	大 須 賀 溪	仁
	2番委員	星 あ き	子
	3番委員	車 田 義	行
	4番委員	真 船	衛
	5番委員	常 松 清	美
	6番委員	大 木 喜	寿
	7番委員	星 重	保
	8番委員	小 沼	勝
	9番委員	森 久	男
	10番委員	内 山 正	勝
	11番委員	神 尾	忠

4 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 現況確認証明申請適否決定について

議案第3号 平成29年度農用地利用集積計画適否決定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 森 賢 一

農業委員会書記 鈴 木 政 則

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行致します。開会を小針職務代理よりお願い致します。

小針職務代理 ただ今より、平成29年第4回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 会長挨拶 後藤会長から挨拶を申し上げます。

会長 (後藤会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長になることとなっておりますので、後藤会長よりお願い致します。

議長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。ご協力の程を宜しくお願い致します。本日の出席委員は14名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づき本委員会は成立しております。

次に、会議に入る前に議事録署名委員を指名致します。議事録署名委員については1番 大須賀 溪仁委員、2番 星 あき子委員の両名にお願い致します。

ただ今より議事に入ります。報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 (議案書1～3ページを朗読)

議長 事務局からの説明がおわりましたので、皆様から、ご意見、ご質問がある方は挙手願います。

(質疑・意見なし)

議長 それでは質疑なしと認め、こちらは報告事項でございますので承認と致します。

(15:11 決定)

議長 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定について」の件を議題と致します。この件につきましては私の案件でございますので、ここで議長の職を小針職務代理にお願いいたします。

(議長交代)

小針職務代理 議長を交代しました。暫時の間、議長の職を務めますのでよろしくお願い致します。それでは事務局より説明を願います。

事務局 (議案書4～5ページを朗読)

小針職務代理 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明をしながらご審議を願いたいと思います。担当委員は14番 後藤委員よりご説明願います。

後藤委員 譲受人、譲渡人ともに話を聞いたわけですが、住所の番地でもわかりますように隣どうしてございます。今回、■■■■さんが作業所を少し拡張しました。拡張する時にこの■■■■さんの農地がそこに入っていたことを実はわからなかったようなのですが、■■■■さんの方では気が付いていました。45㎡でございますのでぜひ譲って欲しいというような

話がまとまりまして今回の提出になったわけでございます。何ら問題はないと思いますが皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

小針職務代理

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:19 決定)

小針職務代理

ここで議長を交代します。ご協力ありがとうございました。

(議長交代)

議長

議長を交代しました。小針職務代理、ありがとうございました。

議長

続きまして議案第2号「現況確認証明申請適否決定について」の件を議題と致します。事務局からの説明を願います。

事務局

(議案書6～10ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、続いて現況確認に立ち会った委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。12番 円谷委員より説明願います。

円谷委員

今事務局から説明がありました通り、私も毎年お寺に行っておりましたが、まさか農地とは思いませんでした。ここにも書いてありますように、昨年度高林地区で国土調査がありました。田んぼの方は土地改良区でやりましたので、国調では屋敷の中を重点にやったものですからそこで初めて農地だということがわかりました。先月、XXXXXXXXXXさんから相談を受けました。農業委員会に申請書がありますので、すぐに申請してください、ということの説明しました。今月、現況確認をこちらに書いてあるメンバーの皆さんと調査してきました。写真を見て分かる通り40年、50年経っておりますし私も意識しておりませんでしたので、まさか農地だとは全然思っていませんでした。この写真の現況を見て頂ければやむを得ないと私や調査したメンバーの皆様で判断しましたので、どうぞご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:25 決定)

議長

続きまして議案第3号「平成28年度農用地利用集積計画適否決定に

ついて」の件を議題と致します。No. 1について事務局からの説明を願います。

事務局  
議長

(議案書11ページを朗読)

事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながらご審議を願いたいと思います。No. 1についての担当委員は3番 車田委員よりご説明願います。

車田委員

今日聞いてきました。●●●さんにお聞きしたところ、ブドウを作るということでした。●●●さんは44才とまだ若いですがこれから一所懸命農業をやると言っております。天栄村の人ではないのですが皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

小沼委員

この原ノ前とはどの辺りですか。

車田委員

川の向かいあたりです。

小沼委員

蔬菜をやっている辺りですね。

森 委員

この●●●さんという方は44才といますが、何をやっている方なのですか。

車田委員

農業をやっています。

森 委員

須賀川で農業をやっているのですか。

車田委員

毎日、こちらに通っています。

森 委員

これだけで生活をしているのですか。

車田委員

漬物工場の会社の西側の方に、以前●●●さんの土地を借りてそこでキュウリを作っています。

森 委員

わかりました。

星(あ)委員

では、農業収入だけですか。

車田委員

農業収入だけです。

議長

●●●さんから農地を借りて、キュウリを作っていたところとは別の所で、●●●さんから畑を借りてブドウをやるということですね。

事務局

産業課の●●●に今回申請がありましたので、それについてご説明申し上げます。●●●さんにつきましては、須賀川から通って天栄村で農業を営んでいるという形でございます。認定農業者についても申請を考えています。現在はキュウリ、ウド、フキノトウの3種類を栽培しています。もともと●●●さんのもとで就農をしまして、そこで習って独立するというようなことです。説明については以上でございます。

小沼委員

認定農業者は須賀川でもらうのですか。

事務局

いや、こちらは農業を営んでいる所有地で認定されるという形になりますので、天栄村でということになります。

事務局長

充当外の農家という形で認められます。

小沼委員  
事務局  
議長

いわゆる出作みたいな感じになるのですね。

そうですね。

農業単独で天栄村の土地を借りて農業を営んで、須賀川では何もやっ  
ていないのですか。

事務局

話を聞いたときは須賀川でもやっていたようですが、ちょっと失敗し  
てしまい、今度は須賀川ではなく天栄村で農地を借りて経営されている  
というようなことで伺っております。

円谷委員

今、農地を借りてやっていますけれども、前に一度、研修に来ていた  
人でしょうか。あれとはまた違う人なのかな。■■■■■さんのところに  
来ていた人がいましたよね。

議長

たぶんそうじゃないでしょうか。ご夫婦で来ていましたよね。

円谷委員

シーズン中、ずっと手伝いをしながら勉強していたのですよ。キュウ  
リを。それが終わってキュウリの栽培を■■■■■さんのところを借りて始ま  
って、それと■■■■■も■■■■■くんもやっていますから。だからそれを全部教  
えてもらって規模拡大していくというわけだ。

議長

天栄村の認定農業者にも申請すればなれるのですか。

事務局

なれます。

議長

他にご質問はございませんか。

(意見・質疑なし)

議長

それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛  
成の方の挙手を求めます。

議長

挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:33 決定)

議長

続きましてNo. 2について事務局からの説明をお願い致します。

事務局

(議案書11ページを朗読)

議長

事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得  
ながらご審議を願いたいと思います。No. 2ついでに担当委員は11  
番 神尾委員でございますので、ご説明願います。

神尾委員

先日、両名に直接確認しました。■■■■■さんはもともと役場職員で、ず  
っと農業委員会を通さず何年も貸していたそうです。最近になってそう  
いうことで農業委員を通して、今回は再設定です。お互い同級生のよう  
です。それと■■■■■さんは認定農業者だったのでしょうか。

事務局

昨年、なられました。

神尾委員

私、知らなかったものですから。了解しました。認定農業者でもあり  
ますので間違いないと思いますのでご審議、よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手  
願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:36 決定)

議 長 続きましてNo. 3について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書11ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。No. 3についての担当委員は13番 小針委員ですのでご説明願います。

小針委員 ■■■■■さんは■■■■■でございます。■■■■■さんは認定農業者でございます。再設定ということで、今回で3回目の更新で15年程経っていると思うのですが、確認しましたら問題ないということで従来通りの賃借でやるということです。特に問題ないかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長 では、担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:39 決定)

議 長 続きましてNo. 4について事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書21ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。こちらと同じく担当委員は13番 小針委員ですので、ご説明願います。

小針委員 ■■■■■さんと■■■■■さんは再設定ということで、今回で2回目です。田んぼと畑を一括して■■■■■さんへお貸しするという事です。■■■■■さん自身は高齢で農業ができないということです。息子さんはおりますが、会社員で就農はできないということです。再設定でありますし問題は無いと思いますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

神尾委員 畑は無償となっておりますね、それで右脇に‘畑：使用貸借’となっておりますがどういう意味でしょうか。

事務局 使用貸借となっております、無償で借りる場合については、使用貸借という言葉を使います。

神尾委員 わかりました。

議 長 他に質問はございませんか。

(質疑・意見無し)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:44 決定)

議 長 続きますしてNo. 5について議題といたします。なお、説明に入る前に、この議事案件が10番内山委員の案件となります。よって天栄村会議規則第10条の規定により、内山委員は退席をお願いいたします。

内山委員 (退席)

議 長 それではNo. 5につきまして事務局からの説明をお願い致します。

事務局 (議案書11ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。担当委員は12番 円谷委員ですので、ご説明願います。

円谷委員 先ほど事務局からの説明がありましたように、~~〇〇〇〇~~さんは農業委員であり認定農業者でもあります。尚且つ、再設定で~~〇〇〇〇~~さんは~~〇〇〇〇~~さんといって同士です。~~〇〇〇〇~~さんが農業をやらなくなってからずっと~~〇〇〇〇~~さんをお願いし継続してやってもらっているということです。特に問題は無いと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議 長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。

議 長 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決致しました。

(15:47 決定)

議 長 内山委員の入室をお願いします。

内山委員 (入室、着席)

議 長 続きますしてNo. 6、7、8については関連がありますので一括審議といたします。事務局より説明をお願い致します。

事務局 (議案書12ページを朗読)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、これより担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。No. 6、7、8についての担当委員は7番 星 重保委員ですのでご説明願います。

星(重)委員 先週の日曜日に湯本地区の堰上げがありました。その時に区長から~~〇〇~~さんも堰上げに出るということで午前中だけお聞きしました。雨が降っていらしたので短い時間で話をしました。自分の家では8町歩の田ん

ぼをやっているということです。湯本の田んぼは、以前湯本に遊びに来たときにやっていないのがもったいないと思ったそうです。それで皆さんに相談したらやってもいいというような考えがあって、●さん、●さん、●さんのところに行って相談をしたそうです。●さんは本業が旅館業ですし又高齢で農業もできないと、又、●さんは分家ということで旅館をやっています。それで農業ができないから任せてもいいと、●さんは3年位前まで米を作っていましたが、おじさんとお母さんが亡くなられて農業が出来ないということで、作ってもらえるなら貸してもいいということで3人の承諾を得たそうです。何ら問題は無いと思いますが皆さんの審議をよろしくお願いいたします。

円谷委員

場所的にはどの辺ですか。

星(重)委員

糯田地内で今、暗渠工事をやっています。糯田地内の中では場所的には一番良いところですよ。

円谷委員

道路右側の湯本の方のU字溝の入れ替えをやっているところですか。

星(重)委員

2年間の工事で、今暗渠工事をやっておりますが、なかなかぬかっている田んぼで、作る人がいないということでした。そこで●さんが、じゃあ私がつくりますよということ、酒米を作るということで相談をしたらしいです。ただ、どのような形で水の管理をどういう風にするのかという感じはあったので、電話で聞いたかったのですが、なかなかつながらず聞くことができませんでした。

議長

湯本地区で栽培してくれる方がいたら、ただ荒らすよりはいいのでとても良い話だと思います。ただ、こちらから上がっていくにはどのように管理とか機械の移動とかをするのかを●さんに話を聞いてほしかったです。結構大変だと思うのですが、どういう風な考えでここを借りるのか聞いてほしかったですね。

円谷委員

酒米を作るというのは●さんの名前で上がっていますが、共同でやるような話が上がっているのですよね、一人でやらないで。だから機械の運搬等も共同でやるので2、3人いれば持って行けるのでそれほど苦にはならないですよ。

議長

湯本の組合の仲間に入っていれば、持っていかなくてもやってもらえるので確かにそれをするには、●さんと契約しないとできないのでその辺はやっているのではないかな。

星(重)委員

中山間の方の事業にも加わりたいということで、湯本では●さんも加わるのかなという話をしていました。だから、管理は中山間ではなくて誰かに委託して、というような感じもします。

議長

●さんも息子さんが後を継いで、就農するようですから担い手として。だから規模を拡大してもあのようなところでも出来るのかなと思うのですが。



- 円谷委員 道路脇だから、何も植わってないでいるのは、なんとなくもったいないですよ。
- 議長 もったいないです。ただ、湯本地区では、どんどん高齢になってやる人がいないようですから。ただ耕作放棄地にするよりはいいですね。今回上がった田んぼは並んでいますよね。おそらく3枚ならんでいるので便利はいいですね。
- 星(重)委員 湿田で水が溜まってコンバインが入らないということで、それで聞いたらしいのですが、誰も作らないと。水があつて誰も作る人がいないと、それで岡部さんが、じゃあ私が作りましょうということで、●さん、●さん、●さんに話をしたということです。
- 内山委員 その酒米を作るといのは、酒米といのはとても出穂が早いのですね。湯本地区で作れば出穂が遅れるので良いのではないかと思っているのかな。
- 議長 こちらで作ると‘夢の香’も早くて、雀にやられてどうしようもないそうです。だから雀の対策が出来なくてなかなか作れないという話だったので、湯本地区ならちょうど良いのではないのでしょうか。
- 内山委員 田植えをかなり遅らせないとダメだということです。酒米もかなり需要があつて、いっぱい作ってもらえればという要望があるのですね。だいたい契約で1俵、1万4000円は出せるそうです。
- 議長 湯本地区で稲を作つて1万4000円で売れるというのであればいいですね。
- 星(重)委員 湯本地区でそのような話を聞いたときに、じゃあ私も酒米を作ろうかなという人もいますですよ。しかし皆さん機械を持っていないのですよ。それで作つてもみんな機械代に取られてしまう、という人が一杯いるのですよね。だからもし、これからやるとすれば、そういう人に貸してやってもいいのかなと。
- 議長 これが例になつて、●●●●さんを湯本地区の人たちが見ていて、私の田んぼも借りてくれるのなら、●●●●さんに作つてもらえるなら貸そうかということになつて、●●●●さんももっともっと増やしていく可能性がありますね、来年以降は。
- 星(あ)委員 今年の出来次第ですね。
- 議長 他にご質問はございませんか。  
(意見・質疑なし)
- 議長 それでは質疑なしと認め、これより裁決を致します。本案について賛成の方の挙手を求めます。
- 議長 挙手多数であります。よつて、本案は3件とも原案のとおり可決致しました。

(16:00 決定)

議 長  
事務局

続きましてNo. 9について事務局より説明願います。

No. 9につきましては昨日19日に土地所有者の[ ]さんの奥様が来庁されて、当初は合意されたということで10日に農業委員会に提出されましたが、その後正式に申請を取り下げたいと申し入れがあり、事務局ではこれを受理いたしました。議案書には載せておりますが今回は取下げということで削除をお願いいたします。

議 長  
議 長

以上のような事情でございますのでご了解をお願いいたします

以上をもちまして本日提出されました案件についての議事はすべて終了致しました。これをもちまして私の議長の席を降ろさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長

皆様、慎重審議ありがとうございました。それでは、閉会を小針職務代理よりお願い致します。

小針職務代理

以上をもちまして平成29年第4回農業委員会総会を閉会と致します。

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

平成29年5月19日

議 長

後藤 修



1 番委員

大須賀 淳仁



2 番委員

星 友子

